

防災連載(第4回)

「防災行政無線」について

今回は、町内どこにいてもチャイムとともに聞こえてくる町内放送「防災行政無線」についてです。無線とあるとおり電波を利用して、役場から情報を送信し、町内28か所に設置してある受信設備のスピーカーから防災情報を迅速に皆さんにお知らせするシステムです。

警報、避難勧告、Jアラートなどの防災情報をお伝えするのが主な目的ですが、普段は、受信設備の試験を兼ねて午前11時と午後4時30分（夏季は午後5時）にメロディーを流しているほか、行政情報やイベント予定などをお知らせしています。

受信設備は、コンクリート柱や金属柱または建物屋上などに設置し、スピーカーから町内全域をカバーするように放送しています。

また、デジタル放送になったことにより、町内での火災発生を覚知した場合は、湯河原町消防本部指令台から信号を直接受信し、真鶴町消防団招集サイレンおよび発生地域を知らせる放送も連動しており、素早い出動に役立っています。

よくあるお問い合わせ

- ・「音が小さくて聞こえない」、「音が大きくてうるさい」

音声伝達調査を実施し、町内全域に音声が届くようスピーカーを設置しましたが、屋外放送の特性上、季節や天候、周囲の騒音などにより聞き取りにくい場合があります。放送内容を聞きたい場合は「☎ 69・1890」で24時間以内に放送された防災行政無線の内容をご確認できます。

- ・「防災行政ラジオは、いつまで使えるの？」

防災行政無線設備は、デジタル化工事が完了し、デジタル波を使用して放送していますが、従前のアナログ波も令和4年11月30日まで利用できるため、現在はアナログ波も併用して放送しています。このため、お持ちの防災行政ラジオは現在でも防災行政無線を聞くことができますが、令和4年12月1日からは、アナログ波が利用できなくなるため、防災行政ラジオも普通のラジオとなります。

- ・「放送を聞き逃してしまった。もう一度聞きたい」

24時間以内に放送された防災行政無線の内容が電話で確認できます。放送内容を確認したい場合は、テレホンサービスをご利用ください。

●防災行政無線自動応答サービス「☎ 69・1890」（通話料がかかります。）

●火災発生情報「☎ 60・0010」をご利用ください。

登録制メールについて

町からの災害時の情報伝達や防犯情報、防災行政無線の放送内容などを、ご希望の電子メールアドレスへ配信するサービスを行います。本サービスをご利用いただくためには、メールマガジンへの登録が必要となります。※登録方法が不明な場合は総務課防災係にお尋ねください。

・安全安心メールとの違い

これまでの安全安心メールでは、気象警報などをお知らせする際は職員による入力が必要であったため、警報などの発表からメールの配信までに時間を要していました。登録制メールでは、これまで配信していなかった防災行政無線の放送内容を放送と同時にメールを受け取ることもできます。

真鶴町お知らせメール 登録手順(下記QRコードを読み込んでください。)

PC・スマートフォンの場合



スマートフォン(ガラケー)の場合



□問い合わせ 総務課 ☎ 内線314

